

建設業許可の新規取得について

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課土木係

○ 建設業許可を要しない建設工事は、次のとおりです。

- ※ 建築一式工事にあつては、
 - (1) 1件の請負代金が1,500万円未満の工事、
 - (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事、のいずれかに該当する場合
- ※ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、1件の請負代金が500万円未満の工事（解体工事業は、500万円未満の工事の場合は、解体工事業の登録が必要です。）

○ 元請業者が1件の工事につき、一次下請業者に出す代金の合計が、下記の額を超える場合は、特定建設業の許可が必要となります。

- ※ 建築一式工事 6,000万円
- ※ 建築一式工事以外 4,000万円

1 建設工事の種類（次のとおり29種類あります。）

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- ※ 一式工事とは、総合的な企画、指導等のもとに行う工事のことをいい、2種類以上の専門工事の組み合わせとなっているものをいいます。

大規模または施工が複雑な工事を原則として元請業者の立場で総合的にマネジメント（企画指導・調整等）する事業者向けの業種です。

- 土木一式工事であれば橋梁工事やダム工事などの公共工事、
- 建築一式工事であれば住宅新築工事等です。
- ※ 建築一式工事の許可を持っている業者が、リフォーム（改修工事）等で内装工事を500万円以上で請け負う場合は、内装仕上工事業の許可が必要となります。

- | | | |
|--------------------|---------------|-------------|
| (3) 大工工事 | (12) 鉄筋工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (4) 左官工事 | (13) 舗装工事 | (22) 電気通信工事 |
| (5) とび・土工・コンクリート工事 | (14) しゅんせつ工事 | (23) 造園工事 |
| (6) 石工事 | (15) 板金工事 | (24) さく井工事 |
| (7) 屋根工事 | (16) がら工事 | (25) 建具工事 |
| (8) 電気工事 | (17) 塗装工事 | (26) 水道施設工事 |
| (9) 管工事 | (18) 防水工事 | (27) 消防施設工事 |
| (10) タイル・レガ・ブロック工事 | (19) 内装仕上工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (11) 鋼構造物工事 | (20) 機械器具設置工事 | (29) 解体工事 |

2 許可の要件（①～⑤が要件です。）

- ① 常勤役員等（経営業務の管理責任者）
 - 建設業者の事業の持続可能性の観点から経営業務の管理を適正に行うに足りる経営能力を有すること
 - 次のイ（1）～（3）又はロ（1）～（2）のいずれかに該当する、現在常勤の役員または個人事業主が必要で
- イ 経営業務の管理責任者を1名備えることによって、建設業の経営体制を有することを証明できる場合
 - (1) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者として経験を有する者

- (2) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務を補佐する業種に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等を1名とその者を財務・労務・業務の分野において直接に補佐する者を3名（同一人可）備えることによって、建設業の経営体制を有することを証明できる場合

- (1) 建設業に関して、2年以上役員等としての経験を有しており、かつ、これらと通算して、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者を配置する場合
- (2) 5年以上役員等としての経験（建設業に限らない）を有し、かつ、建設業に関して2年以上役員等としての経験を有する者を配置して、かつ、この人物を直接に補佐する者を配置する場合

【確認書類】 商業登記簿謄本（履歴事項、閉鎖事項）、確定申告書（個人事業の場合）
建設業許可通知書、契約書・注文書・請求書・・・等々

② 専任技術者（常勤）

次のいずれかの資格を持つ常勤の技術者が必要です。

- (1) 国土交通省が定める学科＋実務経験（実務経験を証明する書類が必要）
 - ・高校卒・・・・・・・・・・・・・・・・ 国土交通省が定める学科を修めた者＋5年（60ヶ月以上）
 - ・大学、短大、高専卒・・・・・・ 国土交通省が定める学科を修めた者＋3年（36ヶ月以上）
- (2) 10年（120ヶ月）以上の実務経験（実務経験を証明する書類が必要）
- (3) 免許資格（資格によって実務経験を証明する書類が必要）

【確認書類】 資格・免許証、卒業証明書、契約書・注文書・請求書・・・等々

③ 財産的基礎又は金銭的信用

次のいずれかで 500万円以上 が必要です。

- (1) 直前の決算報告書で純資産合計（資本金＋法定準備金＋剰余金）
- (2) 資金の調達する能力（銀行の残高証明書等）
 - ※ 銀行の残高証明については、新規申請書が受理できる日からさかのぼって30日以内の証明日のもののみ有効です

④ 適切な社会保険に加入（届出）していること

建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入していない場合は許可を受けることができません。

→一部適用除外がありますので、詳しくは直接お問い合わせください。

- ⑤ 請負契約における誠実性（請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと）
- ⑥ 欠格要件に該当しないこと（許可申請書の記載内容に虚偽がある又は重要な事実の記載が欠けている、等）

3 申請方法及び手数料

建設業許可申請書を北海道庁のホームページからダウンロードして作成し、正本1部、副本2部（計3部）を上川総合振興局旭川建設管理部建設指導課へ提出してください。（郵送可）
申請手数料は9万円です。北海道収入証紙でご用意ください。

※様式ダウンロード方法
北海道上川総合振興局ホームページアドレス <http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/>
→ 組織から探す → 総合振興局各課・出先機関 → 建設管理部 → 建設指導課のページ
土木係 ・建設業に関すること ○建設業許可申請書・変更届出書・決算報告書等の様式ダウンロード

※ その他不明な点は 0166-46-5946（建設指導課土木係）まで
※令和3年（2021年）1月4日改訂